

令和2年度 第2回明石市文化財保護審議会 会議要旨

日 時	令和2年12月25日(金) 午後2時～午後3時25分
場 所	ウィズあかし 学習室802
出席者	明石市文化財審議会委員 4名(うち会長1名、副会長1名) 事務局 4名(市民生活局文化・スポーツ室文化振興課) 3名(都市局海岸治水課)
配布物	・ 令和2年度第2回文化財保護審議会次第 ・ 明石市指定有形文化財への指定について(答申)(案) ・ 撤去作業イメージ ・ 調査報告書

1. 開 会

2. 議 事

(1) 明石市指定有形文化財への指定に係る諮問に対する答申案の検討について

事務局より資料に沿って説明

審議の結果、明石市指定有形文化財への指定について了承を得るとともに、答申案は事務局案の通り承認された。

<主な意見>

- ・ 燈籠堂の形状がどのように変化していったかはわかるか
⇒ 15ページの絵図の1と2は江戸時代始めの1630年代から40年代くらいの絵図であり、台座がなく、突堤の端のところで篝火等を炊いて船入りの場所を示していたと考えている。絵図3にある17世紀の第2四半期位から台座を持った形になり、やがて現在の形の石垣に変わっていったと思われる。(文化振興課)
- ・ 現在の燈籠堂の石垣はいつできたのか
⇒ 寛永10年(1633年)に「波門石壁築出す」とあるのは港の石垣のことであり、宝永2年(1705年)に「波門崎の石垣を普請」とあるのは、突堤の石垣である。現在の燈籠堂の石垣は建立当時からあったものではなく、17世紀第2四半期以降の江戸時代に築かれたものである。確認できる資料として、10ページの「日本燈台史」に明暦3年(1657年)に設立とあるが、今の形かどうかはわからない(文化振興課)
- ・ 石垣の石はどこから運ばれてきたものか
⇒ 花崗岩は四国、香川から徳島にかけてと淡路島、一部舞子のあたりからも産

出があるので、そのあたりのものではないかと言われている。(文化振興課)

- ・ 燈籠堂の一覧によると、火袋が石の物が多い。旧波門崎燈籠堂も元々は火袋部分が石造だった可能性があるのではないか
- ・ 江戸時代のものということだが、石垣の積み方などから年代を特定できないか
⇒燈籠堂の石垣の積み方(切石積み)は、城郭研究家の北垣聡一郎先生によると17世紀の第2四半期以降のものであるが、その後の江戸時代を通じてのものであり、それ以上この積み方から年代を限定することは難しいとのことである。そのため、絵図からいつ頃に作られたかを推定していくのが今の段階では限界かと考えている(文化振興課)
- ・ 今後取り外した火袋を調査するときに、以前の痕跡が出てくる可能性がある。調査で建設時期が特定できれば灯台の様式の変遷などに重要な役割を果たし、文化遺産としての価値を上げるのではないか
- ・ 火袋を取り外すときに台座部分の調査によってわかることがあるので、調査は必ずお願いしたい
⇒取り外した火袋と台座部分の調査を実施する(海岸治水課)
- ・ 現在のコンクリート部分(火袋)はまだ持つのか
⇒かなり劣化が進んでいる。鉄筋コンクリート造であるが、海の際にあるので海水の塩気がどこからか入り中の鉄筋の腐食が進んでおり、このままでは完全に朽ちてしまう。(海岸治水課)
- ・ 改修後に設置する説明パネルにさかのぼれる範囲で燈籠堂の変遷がうまく書かれているとおもしろい。専門家でも確定できないだろうが、記してほしい
⇒可能な範囲でそのようにいたします。(文化振興課)
- ・ 火袋部分の木製への改修は明石市指定有形文化財への指定後になるのか。耐火性はどうか
⇒指定と併せて写真で分かっている範囲で一番古い明治時代のものを目安に復元の準備を進めていく。防燃性塗料と防腐剤での補強を考えている。(海岸治水課)

(2) 兵庫県指定史跡名勝天然記念物「浜西のヒメコマツ」の現状について 事務局（文化振興課）より、資料に沿って説明

<主な意見>

- ・兵庫県の指定が取り消しになるのか
⇒解除になると思われる（事務局）

- ・完全に枯れてしまったのか
⇒残念ながら枯れてしまったと判断せざるを得ない。樹木医の診断を受け、樹液注入等をしながら見守るしかなかったところ、異常気象によって一気に枯れてしまった（事務局）

- ・接ぎ木などで子孫を作ることはできなかったのか
⇒枯れ始めてしまうと延命措置として切っていくことしかできなかった。接ぎ木の技術では子孫を作ることは難しかったと聞いている（事務局）

- ・写真やスケッチなどは残っていないか
- ・昭和56年に指定を受けた当時の記録や、宝船の形をした写真はないか
⇒往時の全体の姿を示す写真等を探し、記録として残していくようにする。所有者は根元の部分は残す予定にされている（事務局）